

TOKOニュースレター

Vol. 77/2017年3月号 発行日: 2017年3月31日

そろそろ春の兆しが見え始め、暖かい日も増えてきました。3月決算の会社は、そわそわし始める時期ではないでしょうか。

まだまだ寒い日もありますので、体調に気を付けて乗り切ってまいりましょう。

- I. 最新情報(2017年2月1日~2017年2月28日)
- 1. 一般会計(会計制度委員会)

特になし

2. IFRS 関係(会計制度委員会)

CPA協会	種類	カノトル	内 容	適用時期等
HP掲載日	性知	タイトル	内容	地田时期守
2017年	意見	修正国際基準公開	平成 28 年 12 月6日に企業会計基準委員会から、修正国際基	_
2月2日		草案第3号「「修	準公開草案第3号「「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基	
		正国際基準(国際	準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の	
		会計基準と企業会	改正案」が公表され、広く意見が求められました。	
		計基準委員会によ	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、この公開草案に	
		る修正会計基準に	対する意見を取りまとめ、平成 29 年2月2日付けで企業会計基	
		よって構成される	準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	
		会計基準)」の改		
		正案」に対する意		
		見について		

特になし

- 3. 学校法人会計(学校法人委員会) 特になし
- 4. 非営利・公会計(非営利法人委員会、公会計委員会) 特になし

5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年	公開	│ 「 T委員会実務		_
2月28日	草案	 指針第7号「受託	第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリテ	
		 業務のセキュリテ	ィ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」(平	
		ィ、可用性、処理	成 27 年 10 月5日改正) 及びIT委員会研究報告第 45 号「I	
		のインテグリテ	T委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処	
		 ィ、機密保持及び	理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制	
		プライバシーに係	の保証報告書」の実施上の留意点」(平成 27 年 10 月5日改正)	
		る内部統制の保証	の見直しの検討を行い、一応の取りまとめを終えたため、草案と	
		報告書」」及び「I	して公表し、広く意見を求めることといたしました。	
		T委員会研究報告	本実務指針及び研究報告は、財務報告目的以外の受託業務に係	
		第45号「IT委	る内部統制を検証し、報告する保証業務に関する実務上の指針を	
		員会実務指針第7	提供するものです。	
		号「受託業務のセ		
		キュリティ、可用		
		性、処理のインテ		
		グリティ、機密保		
		持及びプライバシ		
		ーに係る内部統制		
		の保証報告書」の		
		実施上の留意点」」		
		の改正(公開草案)		
		について		

6. その他

CPA協会				
HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2017年	研究	業種別委員会研究	本研究報告は、業種別委員会実務指針第54号「金融商品取引	_
2月7日	報告	 報告第 12 号「金	 業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務	
		 融商品取引業者に	 に関する実務指針」を適用して分別管理の法令遵守に関する保証	
		おける顧客資産の	 業務を実施する際の保証業務契約書について、その様式例を示し	
		 分別管理の法令遵	 たものです。様式例については、法規委員会研究報告第 10 号「財	
		守に関する保証業	 務情報の保証業務等の契約書の作成について」及び法規委員会研	
		務契約書の作成に	究報告第 14 号「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」で示	
		ついて」の公表に	している監査契約書作成例(監査約款部分)を参考に取りまとめ	
		ついて	ました。	
2017年	意見	実務対応報告公開	平成 28 年 12 月 22 日に企業会計基準委員会から実務対応報	_
2月22日		草案第 48 号「公	告公開草案第 48 号「公共施設等運営事業における運営権者の会	
		共施設等運営事業	計処理等に関する実務上の取扱い(案)」が公表され、広く意見	
		における運営権者	が求められました。	
		の会計処理等に関	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、この公開草案に	
		する実務上の取扱	対する意見を取りまとめ、平成 29 年2月 21 日の常務理事会の	
		い(案)」に対す	承認を得て、2月22日付けで企業会計基準委員会に提出いたし	
		る意見について	ましたのでお知らせします。	
2017年	意見	実務対応報告公開	平成 28 年 12 月 22 日に企業会計基準委員会から実務対応報	_
2月22日		草案第49号(実	告公開草案第 49 号(実務対応報告第 18 号の改正案)「連結財	
		務対応報告第 18	務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取	
		号の改正案)「連	扱い(案)」等が公表され、広く意見が求められました。	
		結財務諸表作成に	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、この公開草案に	
		おける在外子会社	対する意見を取りまとめ、平成 29 年2月 21 日の常務理事会の	
		等の会計処理に関	承認を得て、2月22日付けで企業会計基準委員会に提出いたし	
		する当面の取扱い	ましたのでお知らせします。	
		(案)」等に対す		
		る意見について		
2017年	意見	実務対応報告公開	平成 29 年 1 月 27 日に企業会計基準委員会から実務対応報告	
2月28日		草案第51号「債	公開草案第51号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給	
		券の利回りがマイ	付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」が	
		ナスとなる場合の	公表され、広く意見が求められました。	
L	J	1	· ·	

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

		退職給付債務等の	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、この公開草案に	
		計算における割引	対する意見を取りまとめ、平成 29 年2月 21 日の常務理事会の	
		率に関する当面の	承認を得て、2月28日付けで企業会計基準委員会に提出いたし	
		取扱い(案)」に	ましたのでお知らせします。	
		対する意見につい		
		て		
2017年	意見	「財務諸表等の用	平成 29 年2月6日に金融庁から「財務諸表等の用語、様式及	
2月28日		語、様式及び作成	び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等	
		方法に関する規則	が公表され、広く意見が求められました。	
		等の一部を改正す	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、この公開草案に	
		る内閣府令(案)」	対する意見を取りまとめ、平成 29 年2月 21 日の常務理事会の	
		等に対する意見に	承認を得て、2月28日付けで金融庁に提出いたしましたのでお	
		ついて	知らせします。	

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

平成29年3月期決算留意事項

当平成29年3月期決算においては、下記の改正が適用になる点、留意が必要です。

<原則適用>

- 繰延税金資産回収可能性適用指針
- ・ 平成28年度税制改正に伴う減価償却取扱
- ・リスク分担取扱
- 開示府令改正

<適用可能性あり>

- ・マイナス金利取扱(案)
- PFI取扱
- ・実務対応報告18号の改正

上記の中で、今回は、「マイナス金利取扱(案)(以下、当案)」について、解説をしたいと思います。

当案は、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度に限って適用することが提案されています。また状況によっては、平成30年3月31日以後に終了する事業年度も継続することを検討することが提案されています。

当案では、退職給付債務の計算において、割引率の基礎とする債権等の利回りがマイナスとなる場合、 ①利回りをゼロとして利用する、または、②マイナスの利回りを利用する、のいずれかによることが提案 されています。

退職給付債務以外で債権等の利回りを利用している会計基準への影響ですが、固定資産減損、資産除去債務、金融商品時価が考えられます。

<固定資産減損>

用いられる割引率は加重平均資本コストであり、うち自己資本コストの算定において、リスクフリーレートに債権利回りが利用されることがあります。自己資本コストは、投資家の市場期待収益率をベースに算定するものであることから、債権利回りがマイナスとなった場合、マイナス金利をゼロとすることは合理的ではなく、マイナスのまま算定に利用することが適当と考えられます。

<資産除去債務>

退職給付債務算定における割引率をマイナスではなくゼロで止めることが提案されているのは、①現金本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved -5/6-

を保有することで現在価値は維持可能であり、時の経過により価値は減少することがない、②年金資産のマイナス金利の影響が反映されるとしても、年金資産の評価と退職給付債務の評価をマイナスで一致させる必要はない、といった意見などがあるためです。

資産除去債務においては、このようなゼロで止める理由に該当しないことから、割引率はマイナスのまま算定に利用することが適当と考えられます。

<金融商品時価>

リスクフリーレートの債権利回りがマイナスとなった場合、現時点での経済状況を示すマイナス金利に て時間価値を算定することは、むしろ投資家へ有用な情報を提供することとなります。したがって、ゼロ で止めることなく、割引率はマイナスのまま算定に利用することが適当と考えられます。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703